

令和6年度鹿児島市立城西中学校「いじめ防止基本方針」

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、人間として絶対に許されない、人権に関わる重大な問題であり、全ての生徒に関するものである。学校は、全ての生徒が、安心して学校生活を送り、諸教育活動に取り組むことができるよう、いじめの防止等の対策を講じる必要がある。そのために、本校では、「いじめをしない。いじめをさせない。いじめを見逃さない。」という基本目標のもと、生徒がキャリア教育の理念である自己肯定感や自己存在感を味わえる場や機会を多く設定する。また、生徒を立場で育てることを通して、共感能力を育み、思いやりのある温かい仲間づくりに努める。

【いじめの定義】

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。
(いじめ防止対策推進法)

2 「いじめの防止対策」の具体的な取組

(1) 「いじめ」の相談窓口

「いじめ」の早期発見、早期対応を図るため、相談窓口を下のように設定する。

「いじめ」の相談窓口…学級担任（担当）、関係職員（学年部、部活動顧問等）、教頭、養護教諭、スクールカウンセラー

(2) 「いじめ防止対策」に係る対策組織と役割

① いじめ防止等対策委員会

生徒のいじめの些細な兆候や懸念、生徒や保護者からの訴え等について、組織的に対応する。

ア 開催日

生徒指導委員会(毎週水曜日の2校時)内で、必要に応じて開催する。また、状況に応じて臨時に開催する。

イ 場所

城西中学校校長室

ウ 参加職員

校長、教頭、生徒指導主任、学年生徒指導担当、養護教諭、スクールカウンセラー、その他校長が必要と認める者

※ 状況に応じて外部の人材も参加する。

② 職員会議

4月の職員会議で「学校いじめ防止基本方針」について、職員が共通理解を図り、意識を高める。また、7月・12月の職員会議ではいじめアンケートの結果について、職員が共通理解を図り、本校の現状について分析を行う。

ア 開催日

4月、7月、12月の職員会議

イ 参加職員

全職員(アンケート結果集計は各学年部で行う)

(3) いじめ防止のための校内での具体的取組

① 学校生活アンケート(TB)の実施

毎月1日を「いじめ問題を考える日」と設定し、学校生活アンケートをタブレットで実施する。生徒が、いじめを訴えたり、他の生徒の様子のことを考えたりする場となるように位置づける。結果については、各学年部で早急に集計、分析を行い、いじめ防止の為の指導に活用する。

実施予定日…毎月1日付近の学活で実施予定

② 「学校楽しいーと」(県総合教育センター作成)活用と教育相談の充実

各学期末に「学校楽しいーと」を実施する。結果を各学年部で早急に入力し、7月、12月に行われる教育相談に生かしていく。また、「学校楽しいーと」入力のできる生徒の個標を生徒自身が見ることで、自己分析を行いながら、より良い人間関係作りを行うための振り返りを行わせる。

③ 学級運営委員会の実施

2週間に一度、各学級の総務、副総務、各専門部長、担任(担当)が集まり、学級での現状を話し合ったり、学級をより良い雰囲気にしたる為の話し合いを実施する。その際、担任(担当)は、生徒が自発的により良い学級作りを行うような責任感を持たせる指導を行う。

④ いじめ防止啓発強調月間(ニコニコ月間)や人権週間の取組

生徒会が中心となり、いじめ防止や標語募集を呼びかけ、生徒間の意識の高揚を図る。

⑤ 学級、授業での取組

生徒が、自己肯定感や自己存在感を育み、互いを認め合い、共に成長していくような学級や授業にするために、職員は協同学習を積極的に取り入れ、研修を深める。また、学級活動や道徳でいじめについて考えさせる内容を計画的に設ける。

(4) PTA との連携

生徒の健やかな成長を促すためには、社会全体で生徒を見守り、学校と家庭、地域とが連携していることが必要である。このことから、本校では、PTAや地域の関係団体等と、いじめの問題について、保護者や地域と連携した対策を推進する。

① 保護者等への啓発

学校だより、ホームページに、「城西中学校いじめ防止基本方針」を掲載し、啓発を図る。また、各PTA(PTA総会、学年PTA、学級PTA等)を活用し、学校の取組(上記の(3))について説明し、周知・徹底を図る。

② 保護者への支援

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用について、周知を図る。また、家庭教育学級等で、人権やインターネット利用に関する学習を実施したり、リーフレットを配布したりするなど、家庭教育の支援に努める。

③ 協議の場の設定

いじめの問題について、PTA総会、学級・学年PTA、地域の会合等で協議する場を設けるとともに、相互の役割や取組等について共通理解を図り、社会全体で生徒を見守り、学校と家庭、地域とが連携していく意識を醸成する。

(5) 市教育委員会との連携

① いじめの問題について、スクールカウンセラー(SC)、スクールソーシャルワーカー(SSW)、臨床心理士との連携を図り、多面的に取り組む。

② 重大事案が生じた場合は、速やかに市教育委員会に報告をするとともに、指導や助言等を基に、必要な対応を行う。

③ いじめの問題に対して、その態様に応じた適切な対処ができるよう、校内研修会に指導主事等を招聘し、職員の人権に対する意識の向上やカウンセリング技能の向上等を図る。

(6) 関係機関との連携

いじめの解決のために、また、いじめ問題における指導において、十分な効果を上げることが困難な場合などには、必要に応じて、次の関係機関等との連携を図る。

ア 鹿児島市教育委員会青少年課(フレンドシップ城西、SSWを含む)【227-1971】

イ 県警察本部(少年サポートセンター)【232-7869】

ウ 鹿児島西警察署(スクールサポーター)【285-0110】 エ 草牟田交番【223-3821】

オ 県総合教育センター教育相談課【294-2788】 カ 県中央児童相談所【264-3003】

キ 鹿児島市こども福祉課【216-1260】 ク 民生委員、児童委員 等

3 いじめ問題への対応

(1) いじめ問題への対応のポイント

本校の職員は、以下のポイントを理解し、迅速に対応する。

- ① いじめの早期発見・解消に向けて積極的に対応する。
 - ② 認知したいじめは、管理職及び生徒指導主任へ正確な情報を迅速・確実に伝える。
 - ③ いじめられている生徒の指導の立場に立って指導、援助を行う。
 - ④ 「いじめは人間として絶対に許されない行為である。」という毅然とした姿勢を示す。
 - ⑤ いじめへの対応は、学校及び教職員の生徒観や生徒指導のあり方が問われる重要な問題であることを全職員が認識する。
 - ⑥ 学校・学級全員の問題として取り組む環境を作る。
 - ⑦ 情報を一元的に集約し、時系列で、詳細かつ正確に記録する。
- ※ 「いつから」「誰が」「誰と」「どこで」「どのように」を可能な範囲で正確に聞き取る。

(2) いじめが起こった際の組織的対応の流れ

いじめ問題に対して、組織的にかつ迅速に対応するため、以下の流れを原則として対応する。

発見		情報収集			事実確認			方針決定			対応・指導			観察			
アンケート・教育相談等	発見する(教職員等)	情報を得る(保護者・友人等)	聞き取り(被害生徒)	心のケア・安全確保	聞き取り(友人・周囲)	事実関係の把握	聞き取りの確認(被害・加害者)	報告・共通理解(教職員)	指導方針決定(管理職各主任)	指導方針決定(全教職員)	指導方針決定(全教職員)	いじめ解消に向けての指導	関係機関と連携(S・C等)	背景・因果関係分析	経過観察・情報交換	継続的な指導(被害・加害生徒)	再発防止・未然防止の取組

4 重大事態への対応

重大事態とは、以下のように定義されている。

【重大事態の定義】

- ① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
- ② 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
 - ・ 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安にする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

(参考資料「いじめ防止対策推進法」)

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに市教育委員会に報告をし「重大事態発生時の緊急対応の手順」に基づいて対応する。

<重大事態発生時の緊急対応の手順>

- ① 重大事態報告
重大事態を認知した場合、市教委を通じて、直ちに市長へ報告
- ② 全校体制による緊急対応
 - ・ 事態の状況確認や情報収集(該当学年部)、情報整理(生徒指導主任)
 - ・ 生徒の情報確認と支援・指導(担任、担当・該当学年部)
 - ・ 生徒・保護者の心のケア(養護教諭・SC・臨床心理相談員・該当学年部等)
 - ・ PTA・警察などとの連携(教頭・生徒指導主任)

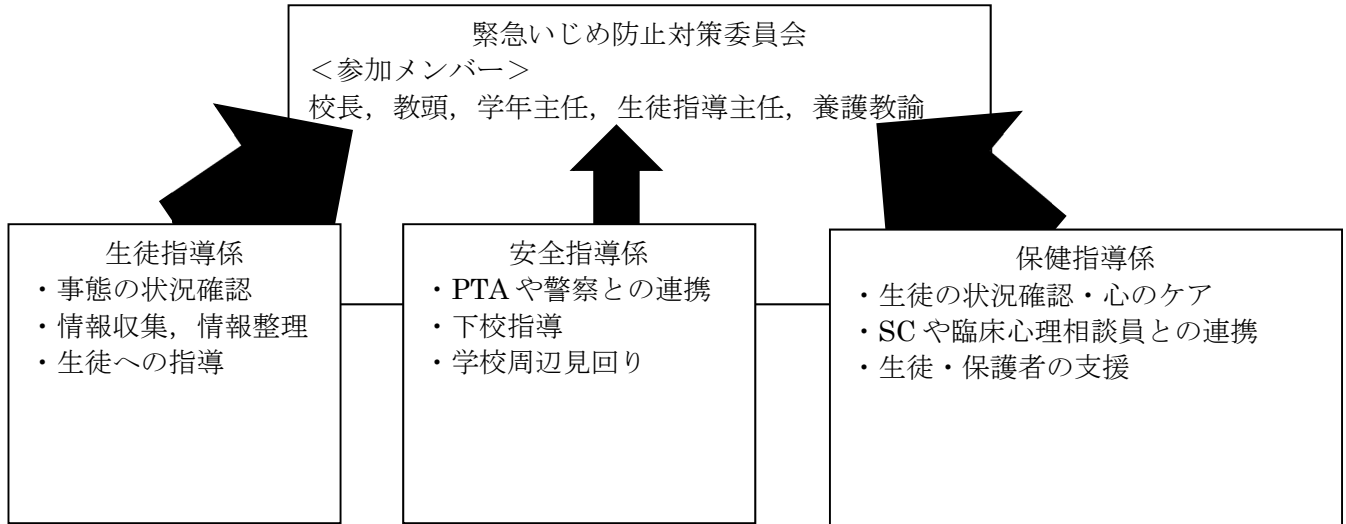
- ③ 市教委との連携
- ・ 情報確認, 情報収集, 情報整理したことを市教委に報告(教頭)
 - ・ 臨床心理相談員やSCなどの緊急派遣等の要請(教頭・生徒指導主任)
 - ・ 県教委や警察などとの連携についての要請(校長・教頭)

4

(2) 学校が, 事実に関する調査を実施する場合は, 「緊急いじめ防止対策委員会」を開催し, 事態に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

① 緊急いじめ防止対策委員会の組織

緊急いじめ防止対策委員会の開催に伴って, 全職員が各係に分かれて, 対応を図る。



② 事実関係を明確にするための調査の実施

事実関係を可能な限り詳しく調査を行う。この際, 因果関係の特定を急がず, 関係機関と連携を図りながら, 客観的事実を速やかに調査する。

「いつ」「どこで」「誰が」「何を」「どのように」「なぜ」を明確になるように調査を行う。

(ア) いじめられた生徒から聞き取りが可能な場合

- ・ いじめられた生徒の心情を最優先とした調査を行う。
- ・ 情報をくれた生徒への安全確保を考える。
- ・ 調査については十分な配慮を行う。(インターネット上の情報拡散等も含む。)
- ・ 県教委が実施している「学校安全ネットパトロール事業」を活用する。
- ・ 状況に応じて警察やその他の関係機関との連携を行う。

(イ) いじめられた生徒からの聞き取りが不可能な場合(いじめられた生徒が入院又は意識不明の病状, 死亡した場合)

当該生徒の保護者の要望や意見を十分に聞き, 今後の調査の方法について緊急いじめ防止対策委員会で協議を行う。

(3) 調査結果については, 被害生徒, 保護者に対して, 適切に情報を提供する。

5 学校の取組に対する検証等

(1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については, P D C A サイクルで見直し, 実行性のある取組となるよう, 努める。

(2) いじめに関する項目を入れた職員による取組評価及び保護者への外部評価(保護者アンケート)を実施(7月, 12月実施)し, 「いじめ防止等対策委員会」で, いじめに関する取組の検証を行う。

(3) これまでにおこったいじめにおいて, 指導を行ったあとも, 安易に解消とはせず, 【いじめが解消している状態】を基準にしながら, 粘り強く経過を観察していくように努める。

【いじめが解消している状態】

少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

① いじめに係る行為が止んでいること(少なくとも3か月を目安)

※ 必ず被害生徒と面談をして確認すること。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

※ 単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。

※ いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ日常的に注意深く観察する必要がある。

(参考資料「いじめ防止等のための基本的な方針」)

6 その他

(1) いじめ防止に関する研修や講演会を計画し、生徒理解やいじめ対応に関する職員の資質向上を図る。

<いじめ防止に関わる研修>

- | | | |
|---|-------|---------------------|
| ① | 4月 | …生徒指導に関する研修 |
| ② | 7月 | …情報モラル教室講演会 |
| ③ | 夏季休業中 | …人権同和教育に関する研修 |
| ④ | 夏季休業中 | …情報教育を含めた生徒指導に関する研修 |

(2) 「学校いじめ防止基本方針」は、本校ホームページに掲載するとともに、広く生徒や保護者に対して周知を図る。

(3) 長期休業前後の指導を充実し、休業中のいじめ防止に取り組む。